

## 1. 中国での就業証取得の流れ

中国では、外国人の滞在日数が15日間を超える場合、留学、就労、定住、訪問などの事由であれば、目的に沿ったビザを取得する必要があります。

特に、駐在員、現地採用などで長期滞在する場合は、必ず中国の法律に従い、「中華人民共和国外国人就業証」(以下、「就業証」という)と「外国人居留証書」(以下、「居留証書」という)を取得しなければなりません。その就業証と居留証書は、日本の就労ビザと同じく、中国での就労が許可される在留資格となります。

外国の方を採用しようとする会社は、その方のために、上記の就業証と居留証書を申請します。全体の流れは次のようになっています。

- ① 「中華人民共和国外国人就業許可証書」の申請  
↓
- ② 査証通知書(インビテーション)の申請  
↓
- ③ 日本でZビザの申請  
↓
- ④ 健康診断報告書  
↓
- ⑤ 「中華人民共和国外国人就業証」の申請  
↓
- ⑥ 「外国人居留証書」の申請  
↓
- ⑦ (必要があれば)帯同家族の「外国人居留証書」の申請

## 2. 就業証の申請条件について

就業証の申請条件に関しては、国レベルの規定では簡単にしか定められていません。各地方は、それに基づいて、さらに条件を細かく設定してします。例として、下記の通り、上海の申請条件を挙げます。

項目	国レベルの法律	地方レベルの法律(上海を例とする)
年齢	18歳以上	男性:18歳以上60歳以下 女性:18歳以上55歳以下
健康	健康	精神病、ハンセン氏病、エイズ、性病及び開放性肺結核等の伝染病にかかっていない
業務経歴	必要な専門技能及び相応する業務経歴を有する	必要な専門業務技能及び相応する業務に2年以上従事した経歴を有する
学歴		その業務の従事に相応する学歴

## 多田国際社会保険労務士事務所

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目6番1号 TOC大崎ビルディング1階

TEL 03-5759-6340 FAX 03-5759-6350 <http://www.tk-sr.jp>

TOC Osaki Building, 1-6-1, Osaki, Shinagawa-Ku, Tokyo 141-0032, Japan

Tel: +81(0)3-5759-6340 FAX: +81(0)3-5759-6350



多田国際社会保険労務士事務所  
TADA INTERNATIONAL SOCIAL INSURANCE & LABOR CONSULTANT OFFICE

## 外国の方が中国に出向または中国で就職する際の手続き

就業証の申請条件に合致することを証明するには、旅券、履歴書、卒業証明を提出する必要があります。主に年齢、学歴及び職歴が審査されています。

### (1) 年齢

上記のように、上海では、男性の年齢が60歳以上、女性の年齢が55歳以上であれば、就業証の取得は難しくなります。中国では、男性は60歳、女性一般職は50歳、女性管理職は55歳になったら、定年退職となりますので、外国人が上海で就職する際にもそのような規定を適用したかったようで、就業証の年齢上限を、男性60歳、女性55歳と設けられています。

しかし、その上限年齢を超えた外国人の就業証の申請は、絶対に拒否されるわけではありません。実務では、上海では副社長以上(副社長を含む)の職務を担当する外国籍就労者の「外国人就業証」の申請を審査する場合、年齢制限を緩和することもあります。

政府部門では外国籍就労者の「外国人就業証」の申請を審査する際、企業で担任する職務から、企業に対する貢献度等を総合的に審査します。貢献度が確実に大きいと判断された場合、年齢の規制を緩和し、申請を批准させることが可能です。よって、実務では、年齢制限を超えた方を、副社長や社長に就任させ、その就業証の申請手続きをする際、審査を通過させるために、政府部門に次のような説明書類を提出することがよくあります。

- (1) その方を採用する理由。
- (2) その方が会社で担任する職務及びその職務期間。
- (3) その方の就業証の申請が却下された場合、会社が被る損失。

なお、下記(2)の「学歴」とあわせて、就業証の申請者は、通常大学卒業以上、さらにその業務の職歴が2年以上だとされているので、年齢が24歳未満の方は、就業証の申請が難しいと思われます。

### (2) 学歴

法律では、就業証の申請者の学歴に関し、「その業務の従事に相応する学歴」と定めていますが、具体的には明確になっていません。実務上では、大学卒業以上であることが求められています。なお、大卒未満の方でも、学歴を補う職歴や資格があれば、就業証を取得できる可能性があります。

### (3) 職歴

就業証を申請する際の職歴の要求に関しては、前記の表に述べたように、上海ではその業務に関する2年以上の職歴が求められます。中国で「営業」をしようとする場合、2年以上の「営業」の経験を持っていることが要求され、ただ5年の「人事」の経験があるだけでは、職歴不足と見なされる可能性があります。

職歴を証明するためには、元の会社が発行した(駐在員の場合、日本の会社が発行した)「在職証明書」や「退職証明書」が必要です。また、現地採用された外国の方が以前にも中国で就業したことがある場合、政府部門より発行した「(元の)就業証の取り消し証明」を提出する必要があります。

## 多田国際社会保険労務士事務所

〒141-0032東京都品川区大崎1丁目6番1号 TOC大崎ビルディング1階

TEL 03-5759-6340 FAX 03-5759-6350 <http://www.tk-sr.jp>

TOC Osaki Building, 1-6-1, Osaki, Shinagawa-Ku, Tokyo 141-0032, Japan

Tel: +81(0)3-5759-6340 FAX: +81(0)3-5759-6350



多田国際社会保険労務士事務所  
TADA INTERNATIONAL SOCIAL INSURANCE & LABOR CONSULTANT OFFICE

## 外国の方が中国に出向または中国で就職する際の手続き

### 3. まとめ

近年、中国に来て仕事をする外国人が急激に増加しています。正当な職業がない外国人、さらには違法活動をする人もいるようです。北京、上海をはじめとして、中国全土では「不法入国」、「不法滞在」、「不法就労」の外国人への取り締まりが行われてきました。

中国の法律では、不法就労者に対して、就業を終了させると同時に、1000元以下の罰金を科すこととなっています。また、外国人を雇用しているのに就労手続きをしない企業に対して、5000元から50000元までの罰金を科します。悪質な場合、その外国人を所属国に送還し、送還で発生する費用は企業に負担させます。

このような罰則もあり、さらに最近では不法就労に対する取り締まりが厳しくなっていますので、外国籍の方を中国に出向させる、または中国で現地採用される場合は、法律にのっとり正しい就業書の申請手続きをするようにしましょう。

---

## 多田国際社会保険労務士事務所

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目6番1号 TOC大崎ビルディング1階

TEL 03-5759-6340 FAX 03-5759-6350 <http://www.tk-sr.jp>

TOC Osaki Building, 1-6-1, Osaki, Shinagawa-Ku, Tokyo 141-0032, Japan

Tel: +81(0)3-5759-6340 FAX: +81(0)3-5759-6350



多田国際社会保険労務士事務所  
TADA INTERNATIONAL SOCIAL INSURANCE & LABOR CONSULTANT OFFICE